

先生のための

知財のひきだし！

$$x^2+2xy+x^2$$

$$x^2+2xy+x^2$$

こどもたちは成長し、社会へ飛び立とうとしています。
社会には知的財産権という、誰もが尊重すべき権利があります。

高校・高専の学習指導要領には知的財産権について指導するように規定されていますが、知的財産権の正しい理解には、指導者であっても時間がかかってしまいます。

この度、知的財産に関する専門家である弁理士が、高校・高専の授業のイントロダクション（導入）として使える知的財産権エピソード（知財ネタ）を、様々な教科に対応した知的財産権エピソードを作りました。

いろいろなニュースから、大人でも思わずひきこまれるおもしろい知財ネタを厳選し、専門家としてのコメントをつけ、区切りよく1ページずつにまとめました。それを、学習素材として公開いたします。

今後も最新の知財ネタから随時、補充する予定です。

どうぞ末永くご利用ください。

（知的財産支援センター）



ブラウン運動って役に立つの？

理科（物理、化学）

法域：特許法

Keywords ブラウン運動、ロバート・ブラウン、アルベルト・アインシュタイン、ジャン・ペラン、粒径測定、モーター動力、経済的指標、粘度測定

ブラウン運動とは、溶媒中に浮遊する微粒子が不規則（ランダム）に運動する現象です。

これは、イギリスの植物学者のロバート・ブラウンが、1827年に、水の中で花粉のふくろがやぶれて出てきた小さな粒が生き物のように動きまわること気づきました。

しかし、当時はこの現象がなぜ起こるのか、誰も説明することができませんでした。

1905年、ドイツのアルベルト・アインシュタインは、微粒子のまわりにある気体や液体の分子の運動が、ブラウン運動の正体であると考え、数学的に解析し、1908年にフランスのジャン・ペランが、ブラウン運動を観測し、アインシュタインの理論が正しいことを証明しました。

これらの発見によって、絶えず熱運動をしている気体や液体の分子が微粒子に衝突する結果、微粒子がランダムな運動をする、つまり、ブラウン運動をする、ということが分かりました。さて、特許庁の特許情報提供サービスで検索すると、1993年4月～2014年6月までの間、「ブラウン運動」に関する特許が54件あります。多くは、微粒子の粒径を測定する手段としてブラウン運動を利用したもの（特許第5498308号など）ですが、超小型のバブルモーターの動力として利用するもの（特許第5131835号）、不確実性がある経済的指標の確率過程モデルとして利用するもの（特許第5084968号）、血清または血漿の粘度測定に利用するもの（特許第4958272号）など、100年の時を越えた現在でも、様々な形で「ブラウン運動」の理論が用いられています。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

徳川慶喜と知的財産権制度の深～い関係

地理歴史（日本史、世界史）

法域：特許法、商標法、意匠法、工業所有権の国際的保護に関するパリ条約

Keywords

徳川慶喜、パリ万国博覧会、内国民待遇、各国特許等の独立、優先権主張

徳川慶喜（1837年-1913年）は、1867年、フランスのパリで行われたパリ万国博覧会に、弟の徳川昭武を派遣しました。このパリ万国博覧会は、日本が初めて参加した国際博覧会で、江戸幕府、薩摩藩、佐賀藩がそれぞれ出展しました。

パリ万国博覧会では、当時の先端技術による製品が出品されますので、互いに勝手に真似されることを避けるために、特許権、商標権、意匠権、といった工業所有権の保護のための国際会議が招集され、国際的な協定を締結する必要がある、という決議がされ、その後 1883 年 3 月 20 日に、「工業所有権の国際的保護に関するパリ条約」が生まれました。日本は 1899 年 7 月 15 日に、このパリ条約に加盟しています。

工業所有権の保護のためのパリ条約は、その後、何度も改正されましたが、「内国民待遇」、「各国特許等の独立」、「優先権主張」、の三原則は、現在も工業所有権の国際的保護の基幹となっています。

「内国民待遇」の原則は、工業所有権の保護に関し、自国民に求める要件と同じ要件を満たす限り外国の国民にも自国民と同じ法的な効果を与えることを約束するもので、この原則によって、例えば、特許権を与えるかどうかの要件について自国民と外国人を差別することはできません。「各国特許等の独立」の原則は、特許されるかどうかは、他の国で特許されたかどうかに影響を受けない、という原則です。

「優先権主張」の原則は、いずれかの同盟国で特許等の申請をした日から 1 年（商標や意匠では 6 カ月）の間、他の国で申請する際に優先権の主張ができ、その結果、最初の申請日に特許申請等をしたと同様の扱いを受けることを約束するもので、「申請時に公に知られては特許されない」という要件のある特許や意匠では、現在でもほとんどがこの原則を利用しています。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

海の宝石「真珠」と特許

理科（化学）

法域：特許法

Keywords

真珠、アコヤ貝、炭酸カルシウム、真珠養殖業、御木本幸吉、日本の十大発明家

石灰水に息を吹き込むことで、その水が白濁します。これは、水酸化カルシウム（ $\text{Ca}(\text{OH})_2$ ）と二酸化炭素（ CO_2 ）との反応により、炭酸カルシウム（ CaCO_3 ）が生成されるためです。このありふれた物質を主成分としながら、海の宝石と称されるのが「真珠」です。真珠は、体積の大部分を占める炭酸カルシウムの層と、僅かな真珠特有のタンパク質の層が、核を中心として積層した構造を有しています。これらの層に当たる光が透過・反射することで、神秘的で美しい輝きを纏いつつ、硬質の炭酸カルシウム層間に軟質のタンパク質が介在することで強靱な性質を併せ持っています。明治の時代、御木本幸吉氏は、アコヤ貝の中に異物が混入すると、身を守るために真珠質を分泌して異物を包みこみその層が成長することで真珠となるという知見を得て、真珠素質被着法の発明をし、特許権（特許第 2670 号）を取得しました。この発明を契機に日本の真珠養殖業は飛躍を遂げて一つの産業として成長しました。御木本幸吉氏は、その功績により「日本の十大発明家」の一人とされ、そのレリーフが特許庁舎 1F ロビーに現在も飾られています。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

公民（政治・経済）

法域：特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法

Keywords

司法、裁判所、高等裁判所、特別裁判所、憲法、憲法 76 条

裁判所には、最高裁判所の他に、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所がありますが、高等裁判所という名前がついた裁判所はいくつあるか知っていますか？ 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の 8 つだけだと思っている人はいないでしょうか。たぶん、小学生のときにはそう習ったと思います。

2005 年 4 月からは高等裁判所という名前がついた裁判所は 9 つに増えました。9 番目の高等裁判所は、知的財産高等裁判所です。この知的財産高等裁判所は、知的財産に関する争いを専門的に扱う高等裁判所です。

あれ？ 特別の事件を裁く裁判所は、特別裁判所だから憲法 76 条 2 項で設置が禁じられていなかったっけ？ いいえ、知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別の支部として設置されていますので、憲法が禁じる特別裁判所には該当しないのです。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

国語（現代文）

法域：著作権法

Keywords

青空文庫、底本、著作権の存続期間、TPP

青空文庫というサイトをご存じでしょうか。日本語作品を中心として、著作権フリーになった作品をボランティアでテキストデータに変換し、サイトで無料公開しているサイトです。日本では、死亡翌年の元旦から 50 年経った作家や詩人の作品は著作権フリーです（1970 年以前は死後 30 年でした）。青空文庫に掲載されている有名作品は、たとえば、夏目漱石、芥川龍之介の作品、外国からもエドガー・アラン・ポー（世界初の推理小説の作者）の和訳などがあります。青空文庫では、著作権フリーになる時期までに底本を集めておき、著作権が切れたものから順に、ルビを振る、キーボードで打ち込むなどの作業を行って、質の高い文学をスマホやパソコンで利用しやすい形でサイト掲載しています。さらに、インターネット読み上げソフトを使用することで、目に障害のある人でも気軽に文学作品を楽しめます。ところが、2014 年 5 月、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の協議の中で日本政府は著作権の保護期間を「個人の場合は死後 70 年・法人の場合は公表後 95 年」に延長するよ

う要求されたとの報道がありました。これが実現すると、場合によっては青空文庫に現在収録されたうちの、半分程度の本が消え去り、また、以後 20 年間は全くボランティア作業が続けられず、更新もされないサイトということになりかねません。青空文庫では、そのような事態にならないよう政府に働きかけています。

<http://www.aozora.gr.jp/>（青空文庫サイト）

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

歌うのってお金がかかるの？

芸術（音楽）

法域：著作権法

Keywords

作曲、作詞、合唱、演奏

皆さんがカラオケ屋さんで好きな曲を歌うときには、本来は、著作権者の許可が必要です。しかし、皆さんは直接著作権者に許可を得たり使用料を支払ったりしていませんね。実は、カラオケ屋さんは、事前に著作権管理団体を通じて使用料を著作権者に支払っており、皆さんが歌う曲の演奏の許可を得ているのです。では、学校の音楽の授業で歌を歌った場合には、皆さんや学校の先生は、著作権者に使用料を支払い、許可を得る必要があるのでしょうか？ 答えはノーです。この場合、使用料を支払う必要も著作権者から許可を得る必要もありません。著作権法では、非営利かつ無料の場合には、著作物を公に演奏できることとなっています。したがって、皆さんが何気なく好きな歌を口ずさんだとしても、問題はありません。音楽の授業などでCDなどを鑑賞することや、楽器を演奏したりすることも、同様に許容されています。一方、文化祭などでバンドを組んでコンサートを行う場合などには注意が必要です。営利目的であるとき、入場料を取るとき、または演奏者へ報酬を支払うときは、使用料を支払い、演奏の許可を得る必要があります。さらに、たとえ学校の音楽の授業での演奏であっても、アレンジしたりして演奏する場合には、原作者の編曲権に抵触するおそれがありますので注意が必要です。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載



TOEIC の後の®というマークは何？

英語

法域：商標法

Keywords：英語、試験、登録商標、Rマーク

英語の試験を受ける際に、「TOEIC®」、「TOEFL®」、または「英検®」などように、試験名に「®」というマーク（Rマーク）が付されているのを目にしたことはありませんか？ Rマークは、「Registered（登録された）」の頭文字です。国に登録された商標であることを示しています。米国では、登録商標にRマークを付すことが義務づけられており、Rマークを付さない場合、模倣品に対して、権利行使ができない場合が有ります（米国商標法第29条）。一方、日本では、米国のような規定は存在しません。商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という。）を付するように努めなければならない、という努力目標が存在しているだけです（商標法第73条）。商標にRマークを付すか否かは、商標権者の自由です。しかし、消費者等に対して商標が登録済みであることをアピールし、他人の模倣を防ぎ、商標の信用力を高めるために、商標権者が、敢えて商標にRマークを付すことも多いです。このような事情から、日本でもRマークが付された商標を目にすることがあるのです。日本では、Rマークの代わりに「登録商標」という文字が商標に付されることもあります。「登録商標」という文字は、和菓子や日本酒など、意外な商品に付されていますよ！

（履歴情報）2015/03/24 掲載

自動ドアの起源はいつ？

理科、数学、地理歴史

法域：特許法、実用新案法

Keywords：自動ドア、動力、プトレマイオス朝、アレクサンドリア、ヘロンの公式

自動ドア（Automatic door）は、電力などの人力以外の動力によって、自動で開閉される扉をいいます。古くから、人力を用いず、自動で扉を開閉させたいと考えていたようです。世界初の自動ドアは、紀元前2世紀のプトレマイオス朝のアレクサンドリアで登場しています。世界初の自動ドアの発明者はヘロンで、「ヘロンの公式」で知られる数学者でもあります。神殿の入口で参拝者が火を灯すと、炎が密閉容器内の空気の体積を膨張させ、膨張した空気が水を密閉容器から受け容器に移動させて、受け容器の水量の増加により扉を開閉させたと伝えられます。日本では、昭和初期になって自動ドアが登場しています。戦時中、航空母艦（加賀や赤城など）の格納庫の防火・防弾用として自動ドアが設置されました。2015年2月10日現在、特許庁の特許情報提供サービスで「自動ドア」を検索すると、1052件がヒットしました。そのうち、例えば、特開2011-42998号公報等のタッチセンサ等の接触方式が37件ヒットしました。さらに、例えば、特開2013-61273号公報等の赤外線センサ等の非接触方式が56件ヒットしました。

発明はどのような視点で考える？

理科

法域：特許法

Keywords：発明、アイデア、チェックリスト、新規な発明、進歩性、特許権

発明家の自伝を読むと、多くの場合、身の回りの不便な事柄を解決しようと創意・工夫を重ねていたら、発明が生まれたと書かれています。アイデアの発想法としては、「オズボーンのチェックリスト」が有名です。「オズボーンのチェックリスト」は、以下の9つの視点からアイデアを発想していきます。1 転用（他に使い道はないか？）、2 応用（他からアイデアを借りることはできないか？）、3 変更（変えてみたらどうか？）、4 拡大（大きくしてみたらどうか？）、5 縮小（小さくしてみたらどうか？）、6 代用（他のもので代用できないか？）、7 置換（入れ替えてみたらどうか？）、8 逆転（逆にしてみたらどうか？）、9 結合（組み合わせてみたらどうか？）このような視点でアイデア発想の習慣をつけることは、とても重要です。しかし、発明については、新規な発明であって、進歩性を有する発明（出願時の技術水準に基づいて容易に考え出すことができない発明）などの特許要件を満たさなければ、特許権は付与されません。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

あの大統領も発明家

公民

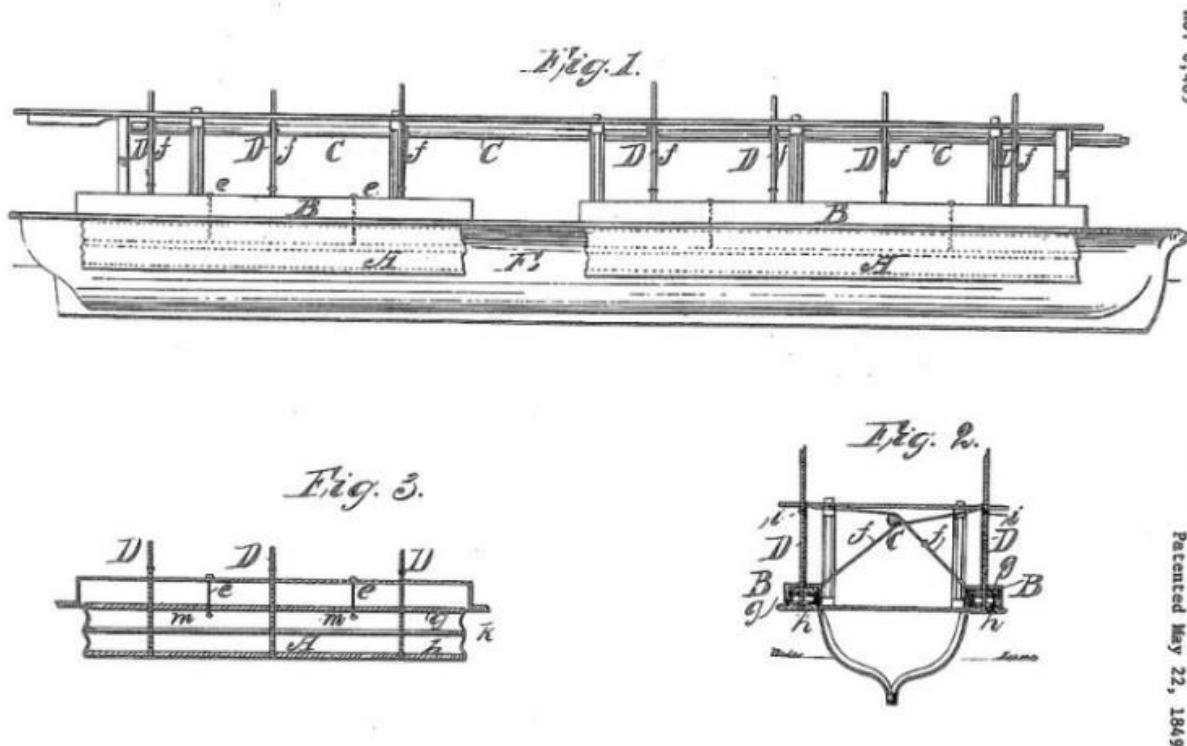
法域：特許法

Keywords：リンカーン、浅瀬でも運航できる船、浮力、空気室、アメリカ、憲法、天才の炎に、利益という油

米国の第16代大統領のリンカーンは、「浅瀬を航行する船」の特許権（米国特許番号6469号、1849年）を得ています。リンカーン大統領は、若いときにミシシッピ川を下ってニューオーリンズまで船荷を運んだ際に、浅瀬に乗り上げた船を、苦勞して抜け出させたそうです。その後、五大湖を旅している途中でも、船が座礁したこともあったそうです。こうしたことをなくすために、船の水面下の船腹に、空気で膨らませ浮力を調整できる空気室を設けた船を発明したそうです。スミソニアン博物館にはその模型が展示されています。リンカーン大統領は自身の1859年の演説の中で、「特許制度は、発明者がした発明を一定期間、独占的に使用する権利を保障することによって、新しい役に立つものごとの発見や生産における天才の炎に、利益という油を注いだ。」と紹介しています。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

次の図面は、特許の図面です。



No. 6,469

ABRAHAM LINCOLN
MANNER OF BOUYING VESSELS

Patented May 22, 1849

システムキッチン

家庭

法域：意匠法

Keywords：意匠、ビルトイン機器、キッチンの高さ、収納

システムキッチンとは、日本特有の台所（キッチン）の形態の一種です。

共通な色・寸法の各種ユニット（収納具、調理・洗浄設備、作業台など）をパーツとして組み合わせ、一枚板の天板（ワークトップ）をのせ、全てが一体となるように組み合わせた台所のことです。

スペースの有効利用、デザイン性、用途に合わせた機能的な収納などが主な、メリットとされています。

キッチンの高さ選びは大切です。身体に合わない高さは、疲労の原因にもなります。自分に合った高さを知る必要がありますが、最適なキッチンの高さは、身長÷2+50cm程度とされています。例えば、身長160cmの人だと、 $160\text{cm} \div 2 + 5\text{cm} = 85\text{cm}$ になります。

収納はキッチン全体の使いやすさにも通じます。料理で使う道具をしまう収納ですから、取り出しやすさと収納量は、キッチンの使いやすさと密接な関係にあります。「使う場所の近くに取り出しやすく」を基本に、しまいたいものに合わせてキャビネットを選びましょう。ちなみに、システムキッチンやティーセットのように、一連の製品で統一した新しいデザインを考えた場合は、意匠法の「組物の意匠」制度に登録すれば、多物品のセットでも1つのデザインとし

て保護を受けることができます。また、逆に特徴的なデザイン部分だけをとりだして保護を受ける「部分意匠」制度、特殊な機能を保護する「特許法」で保護される場合もあります。

※組物の意匠の登録例：

一組の台所セット（意匠登録第1300243号）、一組の紅茶セット（意匠登録第1208452号）

※部分意匠の登録例：

ボールペン付きシャープペンシル（のクリップ部分）（意匠登録第1485589号）

（履歴情報）2015/03/24 掲載

スポーツのルール

保健体育

法域：著作権法

Keywords：スポーツ、ルール、ルールブック

陸上、水泳、卓球、アイススケート、スキー、…。一度は観たり、プレーしたことのあるスポーツに共通していることは、得点やタイムによって勝ち負けが決まる「ルール」があることです。新しいスポーツは、誰もが理解できるようにルールを定めた「ルールブック」などで広められます。

ルールブックには、創った人の個性が現れ、創作性が認められることから言語の「著作物」として著作権によって保護されます（著作権法第2条第1項第1号、第6条第1号）。このため、ルールブックを創った人は著作権者になり（同法第17条）、ルールブックをコピーして勝手に使う行為を止めさせる権利を持ちます（同法第21条）。

では、このようにルールブックに著作権があると、せっかく考えられたスポーツをプレーするために、ルールブックの著作権者から許可をもらう必要があるでしょうか？皆さんが観戦するスポーツの選手達は、著作権者からプレーの許可をもらっているのでしょうか？

【答え：著作権者の許可は必要ありません。】

それでは、ルールブックの著作権はどうなるのでしょうか？

「著作権」は、文芸、学術、美術、音楽のいずれかに当たる著作物が権利の対象ですが、スポーツのルールそのものには権利が認められず、ルールを文字や絵で解説した「ルールブック」になって初めて権利が認められるのです。ルールブックの著作権者は、誰かがルールブックをコピーして勝手に販売することを止められますが、誰かがそのスポーツをプレーすることを止めさせられないのです。

皆さんも子どもの頃に自分達だけのマイルールを作ってスポーツを楽しんだことでしょうか。このマイルールを考えたお転婆のあの子やガキ大将から、遊ぶ時に許可をもらわなかったですね。
スポーツは、誰もが自由に楽しめるからいいですね。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

レシピは特許になりますか？

家庭

法域：特許法

Keywords：特許、レシピ、料理

普段皆さんが召し上がっている料理の中には、様々な創意工夫のもと完成されたレシピで作られているものもあるでしょう。また、そのようなレシピを公開しているWEBサイトも多くあります。では、レシピの特許を取って、他人に勝手に真似されないようにすることはできるのでしょうか？

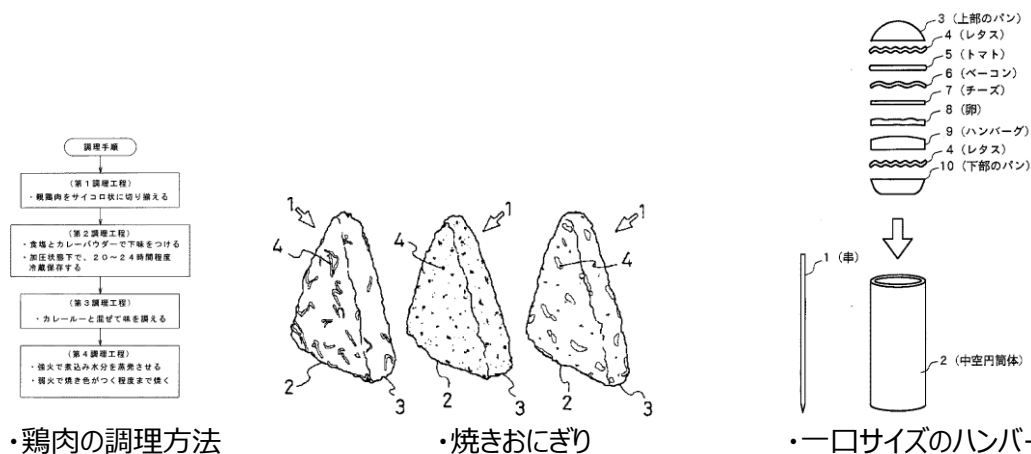
一見、技術的アイデアを保護する特許とレシピとは無関係のように思えますが、実はレシピも新規性や進歩性といった一定の要件を満たせば、特許を受けることができます。

例えば、レシピの特許の登録例には、次のようなものがあります。

- ・鶏肉の調理方法（特許第4648368号）
- ・一口サイズのハンバーガー（特許第4804418号）
- ・焼きおにぎり（特許2967347号）

なお、特許になったレシピを使ってレストラン等の商売をすると特許の侵害となる可能性があります。個人的に作ったり、家庭内で作る場合には、特許の侵害とならず、特許権者の許諾は必要ありませんのでご安心下さい。

図1



(履歴情報) 2017/03/31 掲載

特許出願中って？

芸術

法域：特許法

Keywords：特許出願中 特許権

工作では欠かせないはさみやステープラー。その中でも、刃先の形状に工夫があるはさみや芯が不要のステープラーなど、専門店へ行けばさまざまなアイデアが詰まった商品を見つけることができます。

そんな商品のパッケージをよくよく見ていて、「特許出願中」や「PAT・P」と書かれているのを見たことはありませんか？「PAT・P」は「Patent pending」の略で、やはり特許出願中という意味です。これらは、特許出願はしているけど、まだ特許権は取得できていないことを示す言葉ですが、この表示にはいったいどういう意図があるのでしょうか。

実は特許権を取得するには、特許出願をした後に、特許権を付与する価値のある発明であるか、特許庁の審査官に審査をしてもらう必要があるのですが、審査を通過するまでに5年以上かかることも決して珍しいことではないのです。せっかく新しいアイデア製品を開発して、特許出願したとしても、特許権が取れるまでに第三者に真似をされてしまえば市場での優位性を確保することができません。

商品のパッケージに「特許出願中」や「PAT・P」という文字を書いたからと言って法的な効果が発生するわけではありませんが、第三者に対して、この製品に使われている技術について特許出願していることを示すことで、安易に真似することをけん制する意味があるのです。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

粘り強さが納豆を繋ぐ

家庭

法域：特許法

Keywords：納豆、納豆菌、DC-15菌、αグルコシターゼ阻害、血糖値

「絶え間なく、粘り強く努力する。これこそ何よりも重要な資質であり、成功の要といえる。」これは、偉大なる発明家トーマス・エジソンの言葉です。粘り強く・粘り・ねばねば・こんな言葉から連想される日本の伝統食があります。そう「納豆」です。

納豆の歴史は古く、国内では平安時代にも食していた記録があるほどです。現在は、日本各地に約600の製造事業所があり、日本全国で販売される有名ブランド製品から地元密着型の製品等、広く国民に愛され続けています。しかし、近年は食生活の欧米化等の影響もあり、納豆の消費量は年々少なくなっているのも事実です。

そこで、近年では納豆の匂いや味の改善は勿論、より優れた付加価値を付ける試みがなされています。例えば、DC-15菌という納豆菌を使用した納豆が開発されています。元々、納豆は健康に良い食品として認知されていますが、このDC-15菌は、食後の血糖値の上昇を特に抑制でき、糖尿病（予備軍含む）の方にも好適な食品とされています。デンプン等がブドウ糖まで消化・分解され、吸収されることで、血糖値は上昇します。DC-15菌は、この分解過程で働く酵素であるαグルコシターゼを阻害する力があるため、ブドウ糖までの分解を抑制し、結果として血糖値の上昇を抑制できるとされています。DC-15菌を使用した納豆は、平成22年に特許が取得され（特許第4465337号）、この特許技術を利用した製品が複数販売されています。

このように、納豆は絶え間なく粘り強く開発・改良を重ねることで、これからもより美味しく、健康的になり、広く消費者に受け入れられていくことでしょう。

（履歴情報）2017/03/31 掲載

「鎌倉彫」も「神戸ビーフ」も®（登録商標）です

芸術

法域：商標法

Keywords：鎌倉彫、地域団体商標、識別力、地域おこし

1. 普通の商標と地域団体商標

「鎌倉彫」は、鎌倉時代から伝わる日本の伝統的な工芸品です。木に彫刻を施し、漆を何度も塗り重ねて作られるもので、独特の風合いがあります。

さて、この「鎌倉彫」のブランド名、だれでも使うことができるでしょうか？いいえ、ダメです。「鎌倉彫」のブランド名は、「伝統鎌倉彫事業協同組合」が所有する登録商標（登録第5276777号）ですので、使うことができるのはこの組合の組合員のみです。

「鎌倉彫」は、普通の商標としてではなく、「地域団体商標」という例外的な商標として登録されています。ここでいう「例外」の意味を知るとは、「識別力（しきべつりょく）」という商標制度の最も基本的な用語を知ることに関わりますので、説明します。

2. 「地名＋商品名」

「鎌倉」は神奈川県のある有名な観光地です。「鎌倉クッキー」、「鎌倉まんじゅう」といったような、「地名（鎌倉）＋商品名」のブランド名は、その地を代表する商品であるかのように思っておみやげのブランド名として優れているので、観光地のおみやげを扱う企業は、このブランド名を商標登録して自社が独占したいと考えます。

しかし、このようなブランド名は、「識別力なし」を理由に、商標登録できません（商標法第3条第1項）。

「識別力なし」というのは、商品を買う人が、以前と同じ商品を買おうとするときに、他の商品と見分けるための目印にできない、という意味です。例えば、以前買った「鎌倉クッキー」と書いたクッキーがおいしかったので、再度買おうとおみやげ売り場に来たところ、A社のクッキーも、B社のクッキーも皆、「鎌倉クッキー」と書いてある、というのは、この「鎌倉クッキー」の語は、A社のクッキーをみつけるために役に立ちません。

このように、「地名＋商品名」は原則として、識別力のない商標です。

3. 「鎌倉彫」は、「地名＋商品名」では？

さて、話は「鎌倉彫」に戻ります。「鎌倉彫」の「鎌倉」は地名ですし、「彫」は「彫物」の省略形で商品名ですので、「鎌倉彫」というブランド名は、「地名＋商品名」に該当し、識別力なし、ということで、原則として商標登録できません。

しかし、ここで、「地域団体商標」という「例外」が登場です。「鎌倉彫」のように、一つの組合が、長い期間このブランド名を使い続けた結果、多くの人々が「鎌倉彫」というのは鎌倉で作られたあの製品だ、と判る場合には、「地名＋商品名」であっても、「地域団体商標」として、例外的に登録することができるのです。

4. 他にもある地域団体商標

「地域団体商標」として登録されているものには、他に、「夕張メロン」、「久留米かすり」、「神戸ビーフ」、「今治タオル」、「沖縄そば」などがあります。いずれも、皆さんが知っている有名なブランド名ですね。

「地域団体商標」の登録制度は2006年に導入されました。

それぞれの地域の組合が、地域団体商標を使うための条件を設けることによって、地域の特産品の品質が維持されるシステムができ、日本の地域おこしに大いに役に立っています。

（履歴情報）2017/03/31 掲載

魔球は特許になるの？

保健体育

法域：特許法

Keywords：球技、魔球、コツ、技能、技術、発明

球技の部活動をしている人の中には、練習を積み重ねて、自分が投げたり、蹴ったり、打ったりしたボールが思わぬ軌道を描く、「魔球」を習得したという人が居るかもしれません。

では、そのような「魔球」は、特許権を取得することができるものなのでしょうか？

【答えは「ノー」です。】

特許法上の保護対象である発明は、「技術的思想」と定義されています。世の中で「技術」といわれるものには、知識として伝達することのできる客観的なものと、「魔球」のように個人の熟練によって到達できる「コツ（技能）」とがあります。しかし、特許法上の「技術」とは、「コツ（技能）」ではなく、知識として他人に伝達できる客観性のあるものでなければならないとされています。

一方で、「魔球」を習得するための練習器具などであれば、知識として他人に伝達できる客観性のある「技術」と言えますので、特許法上の保護対象である発明に該当し、特許権を取得できる可能性があります。

これは想像に過ぎませんが、もしも「魔球」の特許権を取得することが出来るのであれば、その「魔球」は自分しか使うことができなくなるわけですから、一流の運動選手になるのも夢ではなくなります。

でも「魔球」が自由に使え無い球技は、観戦する側に見ればつまらないかも知れません。

（履歴情報）2017/03/31 掲載

万国旗を売ったら罰せられる！？

芸術、保健体育

法域：不正競争防止法、商標法

Keywords：万国旗、外国の国旗、商業上の使用禁止

万国旗とは、多数の国の国旗をロープで繋いだもので、華やかな雰囲気演出します。運動会等様々なイベントを盛り上げるアイテムとして、万国旗を目にする機会は多いと思います。

ところで、「国旗の使用」には、国の尊厳を守る等の理由により制限があることを知っていますか。

例えば、商標法では、（第4条第1項第1号、2号、3号および5号に基づき、）外国国旗などを商標として登録できないこととしています。

また、不正競争防止法（第16条第1項）では、外国国旗などをその国等の許可なく、商標として使用することを禁止しています。

では、商品として万国旗を製作し、それを売った人たちはどうなるのでしょうか。罪に問われて、罰せられてしまうのでしょうか。

【その答えは、「NO」です。】

万国旗を見て、それが商品等の商標を表していると感じる人はおそらくいないと思います。

ですからこのような場合には、「国旗」の商標的使用ではないものと認められて、不正競争防止法によって、使用が制限されることはありません。

安心して、万国旗を売ることができますし、また、万国旗を買って、飾ることもできます。

但し、国旗を損壊等すると罰せられる場合（刑法第 92 条）があります。

（履歴情報） 2017/03/31 掲載

江戸時代の創作活動

地理歴史（日本史）

法域：特許法、意匠法

Keywords：江戸時代、新規法度

江戸時代には、新しい事物の出現を避ける傾向があったといわれており、実際に新規の発明・工夫を禁止していた時期がありました。

享保 6 年(1721 年)に公布された「新規法度」のお触れは、「新製品を作ることは一切まかりならぬ」というものであり、その後も同様の趣旨の法度を度々発しています。これは物資の安定供給や物価抑制を目的に新規の仕出しなどを禁止したものです。

鎖国に代表される閉鎖的な政策の一環なのかもしれませんが、そのおかげで江戸時代は長く安定した時代となったのかもしれない。

一方、江戸時代にも一部の人々の間では創作活動は盛んに行われていたと考えられています。例えば、庶民の祭礼や見世物はこのお触れの対象外とされていたので、このような分野では大いに創作活動が行われていたものと考えられます。

（履歴情報） 2017/03/31 掲載

学校公演

芸術、国語

法域：著作権法

Keywords：脚本、著作権、適用除外、著作者人格権、同一性保持権、上演権、著作権の存続期間、著作者、著作権者

文化祭や発表会で演劇を上演することがあるかと思います。その際、オリジナルの脚本を自分たちで作成すると負担が大きいため、市販されている既成の脚本を購入し、その脚本について上演する機会が多いのではないのでしょうか。

ここで留意したいのは、書籍代を支払って脚本を購入した場合であっても、その脚本に基づいて上演を行う場合は、著作権者※に上演許諾を得て、別途脚本使用料を支払う必要があるということです。無断で上演した場合は、著作権侵害となります（著作権法第 22 条）。

ただし、（１）営利を目的とせず、（２）観客からチケット代を徴収せず、（３）出演者等に報酬を支払っていない場合には、例外として、著作権者に許諾を得る必要も、使用料を支払う必要もありません（著作権法第 38 条第 1 項）。学校公演を行う場合は、この例外適用を受けるための（１）～（３）の要件を満たす機会が多いのではないのでしょうか。

なお、新たなキャラクターを登場させたり、ハッピーエンドのストーリーをバッドエンドに変えたり等、著作権者※の意に反して、脚本の内容を変更して上演を行う場合は、（１）～（３）の要件を満たす場合であっても、著作権者人格権を侵害する可能性があるため、その点についても留意が必要です（著作権法第 20 条）。

著作権の存続期間は、著作者の死後 50 年となっています（著作権法第 51 条第 2 項）。学校公演を行う場合は、シェイクスピア作品など、著作権の存続期間が既に満了している作品を上演することも検討してみてもいかがでしょうか？

※著作者と著作権者とは似ている言葉ですが、これらは著作権法上明確に区別されています。上の説明でいうところの著作者は劇作家であり、著作権者と同じとは限りません。

（履歴情報） 2017/03/31 掲載

信長の発明

地理歴史（日本史）

法域：特許法、商標法

Keywords：織田信長、弁当、発明

戦国武将の織田信長は、天下統一を前に本能寺にて夢を絶たれましたが、生涯、その独創性で様々な改革を成し遂げてきました。

良く知られているものとしては、長篠の合戦で 1000～3000 丁と言われる火縄銃を 3 段構えにして撃ち続けた戦法や、第二次木津川の戦いで用いた鉄甲船があります。これらの戦法やモノは、当時もし特許制度があれば発明として特許になっていたと思われます。

また、弁当も発明したかもしれないのです。

一つの容器にご飯とおかずを詰める今のような弁当のスタイルを発明したのは信長であると「老人雑話」の一節に書かれているそうです。これも特許権になったかもしれないものです。

さらに、「弁当」という名称が当時一般的ではなかったとしたら、商標権を取得できたかもしれません。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

国王の特許

地理歴史

法域：特許法

Keywords：特許状、タイ国王

特許は、発明に対して与えられますが、昔は違いました。

国王が、国民に対し、特別な任務や権限あるいは地位を下賜するために証書の形で発行する法的手段の一つでした。

つまり、国王は特許を与える側の人だったのです。

しかし、特許が発明をした人に与えられるようになると、国王が特許を取得することも起きます。

タイのプミポン・アドゥンヤデート国王は、人工降雨技術を開発したことで、フランスなど欧州 10 カ国で特許を取得し、2009 年 8 月にタイ研究評議会の代表から特許証書を進呈されました。

国王は代表らに対し、「国は今、どこへ、どうやって向かうかわからない状況だ」、「国民 1 人 1 人が知識を持ち、やる気を持てば、国家を発展させることができる」などと言葉をかけました。

ちなみに、国王が発明した人工降雨技術は、

- ・塩化ナトリウムの粉末を上空に散布して、水蒸気を吸収させて、雲をつくる。(必要条件は湿度＝水蒸気があること)
 - ・塩化カリウムを散布して、発達させた水蒸気を吸収する。そのとき発生した熱エネルギーが上昇気流をつくり、雲を発達させる。
 - ・ヨウ化銀を散布して、雨の素となる氷の結晶をつくる。これで、雨雲ができる。
 - ・ドライアイスを、できた雲の雲底に散布して、地表と雲の間の気温を下げて雨を促す。
- というものです。

タイは、人工降雨の先進国なのかもしれません。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載